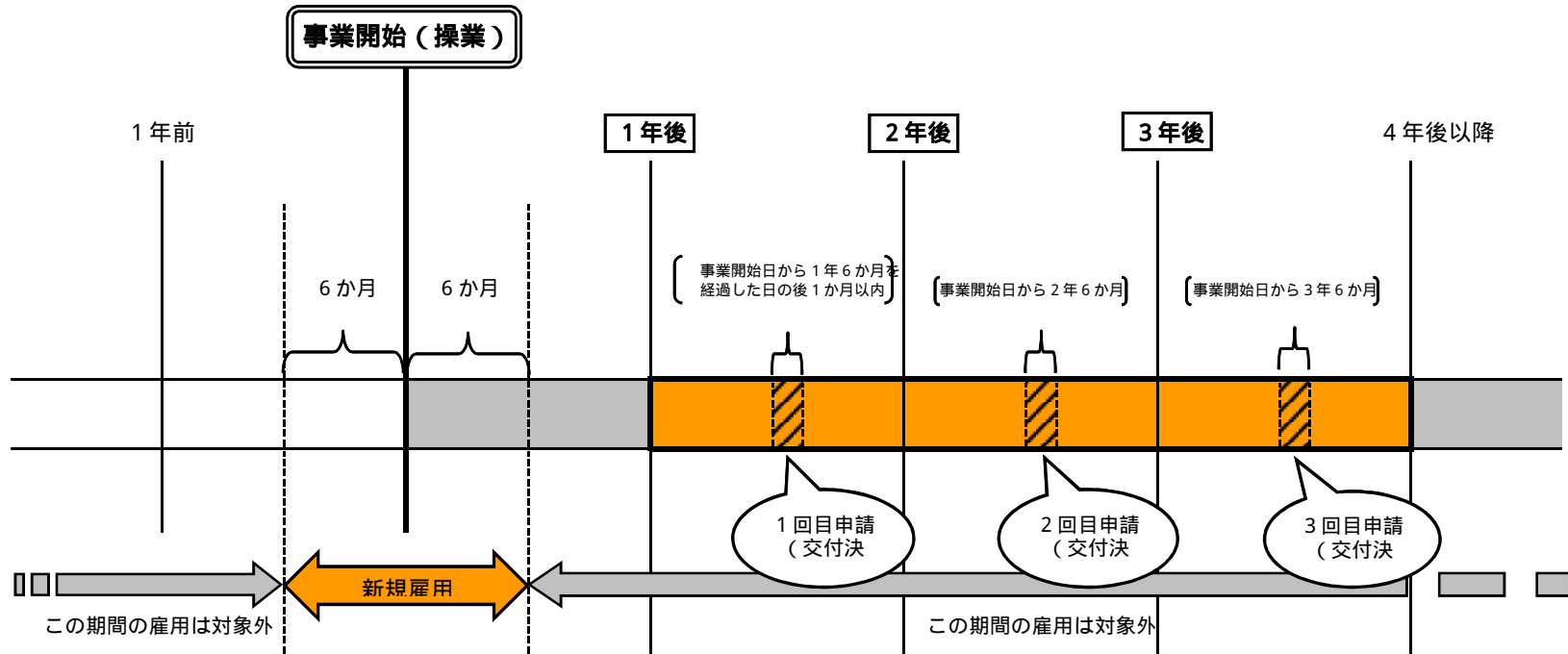


# 雇用促進奨励金の仕組み（大子町企業立地促進条例）



	(事業開始)	(1回目申請)	(2回目申請)	(3回目申請)
[例] A社	H19.12.1 H19.6.1 ~ ~H20.5.31	H21.6	H22.6	H23.6

\*平成19年10月1日施行とする。（=平成19年10月1日以後に事業開始（操業、拡張）した企業を対象とする。）

\*1社当たりの交付額の上限は750万円とする。（新規雇用者50人分まで対応し、超えた分については交付しない。）